

PwC健康保険組合ならびに事業主が共同で実施する

健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。PwC健康保険組合では、健康診査事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者の名称について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者等の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施しています。

2. 共同利用する個人情報（個人データ）項目について

- ・ 本人情報（健診受診者の「氏名」「生年月日」「性別」「事業所名」「健診受診日」「健診機関名」「検査結果」「所見」等）
- ・ 事業主が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ PwC健康保険組合職員
- ・ 事業主人事担当者
- ・ 事業主健診担当者
- ・ 産業医
- ・ 委託先事業者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における被保険者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、被保険者等が健康な日常生活を送れるように、PwC健康保険組合とともに、健康の保

持・増進に努めます。

- ・ PwC 健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各種健診結果に基づく保健指導および集団ならびに個人としての被保険者等の疾病分析を通して、被保険者等への保健指導、健康教育を効果的に行い、事業主とともに、被保険者等の健康の保持・増進に努めます。

5. データ管理責任者の名称

- ・ P w C 健康保険組合
東京都東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-14 バリユーHR ビル
常務理事（個人情報取扱責任者）
- ・ 事業主